

法務省民二第596号
令和3年3月22日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(福島及び盛岡以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準の取扱いについて（依命通知）

不動産の所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる場合は、固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「登免税法」という。）附則第7条）を用いることとなりますが、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内には、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条第1項の規定による登録の価格（以下「登録価格」という。）を決定することを予定しているものの、東日本大震災の影響によって課税事務に遅延が生じている市町村があることから、本年4月1日以降に登録価格が決定され、当該登録価格が令和3年度の賦課期日（令和3年1月1日）における固定資産課税台帳に登録する価格（課税標準）とされる不動産が生ずる見込みです。

これらの不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準の取扱いについては、下記のとおりとすることとされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 登録価格を基に登録免許税の額を再度算出した上で、現に納付された登録免許税の額が過大となる部分の登録免許税の額につき、登免税法第31条第



1 項の規定により，税務署長に対し，還付の通知を行う。

なお，再度算出した登録免許税の額が現に納付された登録免許税の額より過大となるときであっても，過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。

2 1 の還付の通知は，申請人からの還付通知請求（登免税法第 3 1 条第 2 項）を待たず，地方税法第 4 2 2 条の 3 の規定による市町村長からの通知に基づいて行う。